

矢吹町職員の懲戒処分及び指導上の措置の公表について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったので、「矢吹町職員の懲戒処分等に関する基準」の公表基準に基づき、お知らせします。

1 被処分者及び処分量定

所属 部署	職種及び 役職名	年齢	性別	氏名	処分量定
総務課	行政職・ 主査	43歳	男性	下坂 範明	免職

2 懲戒処分を行った日

令和6年5月13日（月）

3 事案の概要

当該職員は、令和6年4月15日、1時間の休暇取得後の通勤途上であった午前9時35分頃、矢吹町曙町地内の町道、旧中央公民館付近の街灯に自家用車両を衝突させた。事故後、現場に駆け付けた白河警察署署員によるアルコール検査が行われ、同日午後6時30分頃、酒気帯び運転により、白河警察署で逮捕された。

4 処分の理由

被処分者は、法令等を率先して遵守すべき公務員でありながら、酒気帯び運転という危険な行為を行った。この非違行為により、公務全体に対する町民の信用が失墜し、町政の円滑な執行に、支障をきたすことになった。

よって、本事案は、地方公務員法第29条第1項第3号の規定に該当するものと判断し、「免職処分」を行った。

5 指導上の措置

通勤途上という管理監督の及ぶ範囲外（公務外）ではあったが、本事案における交通事故等の再発防止に努めるよう、将来を戒める処分として、上記処分日と同日に、総務課の上司1名を「訓告」に、同じく同課の上司4名を「嚴重注意」に処した。

6 町長、副町長の減給

本事案の社会的影響の大きさ、町職員による酒気帯び運転事故という事の重大さを鑑み、町長 減給 1/10 を1ヵ月、副町長 減給 1/20 を1ヵ月とし、6月議会定例会に条例改正を提案する予定である。

【懲戒処分に関する町長コメント】

酒気帯び運転の容疑により逮捕された職員を、令和6年5月13日付けで、懲戒免職処分としました。また、管理監督者5名に対し、指導上の措置として訓告及び嚴重注意を行いました。

本事案は、法令遵守はもとより高い倫理観が求められる公務員としてあるまじき行為であり、町民の皆様の信頼を大きく損ねたことに、心より深くお詫びを申し上げます。

なお、今回の事案を教訓として、職員の綱紀粛正を図るとともに、職員一人一人に対する面談やコンプライアンス研修などにより、法令遵守を徹底し、再発防止と町民の信頼回復に努めてまいります。

矢吹町長 蛭田 泰昭

<本件に関するお問い合わせ先>

矢吹町役場 総務課 電話 0248-42-2117